

名古屋市国際展示場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月9日

名古屋市観光文化交流局 MICE 推進室

本ガイドラインは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等（以下、「国方針等」とする。）並びに当地域の感染状況等を踏まえ、名古屋市国際展示場の新型コロナウイルス感染拡大予防策を整理したものです。

- ・本ガイドラインは、令和5年3月13日以降に適用することとする。また運用終了時期は当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・本ガイドラインを順守しない使用者（主催者）に対しては、使用を許可しない、又は使用の許可を取り消すことができるものとする。

1. 使用者（主催者）が順守する事項

- ア. 発熱等の症状がある場合は入場しないように要請する。
- イ. 来場・入場を控えてもらった場合の対応（払い戻し措置等）を規定する。
- ウ. 以下に該当するスタッフは従事させない。
 - A) 発熱等の症状がある人
 - B) 感染の疑いがある人
- エ. スタッフの手洗い・消毒、身体的距離の確保、国方針などに基づく行動を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- オ. 厚生労働省の示す方法に従い、定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。
- カ. 以下の事項に取り組み、密集の発生が回避されるようにする。
 - A) 参加人数は、国および愛知県が示すイベントの開催制限に従う。
 - B) 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（導線の確保等）を講じる。
- キ. アルコール消毒液等を会場出入口及び施設内に設置する。
- ク. 会場内で人の手の触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。
- ケ. 国方針等および本ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。
- コ. 「2. 来場者の順守する事項」について来場者に周知する。順守しない来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。

2. 来場者の順守する事項

- ア. 「使用者（主催者）が順守する事項」アに協力する。
- イ. 以下に該当する場合は来場しない。
 - A) 発熱等の症状がある人
 - B) 感染の疑いがある人

- ウ. 手洗い・消毒、身体的距離の確保等、国方針等に基づく行動を徹底する。
- エ. イベント前後や休憩時間においても三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。

3. 施設管理者（指定管理者）の行う事項

- ア. 職員の体調管理・手洗い・消毒、身体的距離の確保等を徹底する。
- イ. 施設内の換気を徹底する。
- ウ. 施設内のレストラン・食堂等は、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。
 - ※指定管理者の管理外のレストラン等に関しては市から直接指示する
- エ. 市が準備したサーモグラフィ、非接触型体温計などを使用者に無償貸与（測定は使用者の責任にて行う）する。
- オ. アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共用部に設置する。
- カ. トイレ、ロビーなどの共用部を定期的に消毒する。
- キ. 「1. 使用者（主催者）が順守する事項」について使用者に徹底する。また、使用者に対し、誓約書を提出するよう求める。
- ク. 「2. 来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、来場者に周知徹底する。